

告示

埼玉県告示第九百七十二号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年八月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 知事指定薬物

- イ エチル―ニ―「―（五―フルオロペンチル）―*H*―インドール―三―カルボキサミド」―三―メチルブタノアート（通称名五F―EMB―PICA、EMB―二二〇―）及びその塩類
- ロ ニ―（メチルアミノ）――（チオフェン―ニ―イル）プロパン――オン（通称名ニ―Thiothione、 β k―MPA）及びその塩類
- ハ ニ―シクロヘキシル――フェニル―ニ―（ピロリジン――イル）エタン――オン（通称名 α ―PCYP）及びその塩類

二 効力発生の日

令和三年八月二十六日